県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

規　則
○沖縄県財務規則の一部を改正する規則（財政課）…… 1
告　示
○かいの指定（財政課）…… 1
○地籍調査に関する事業計画の決定（土地対策課）…… 2
○地籍調査の実施（土地対策課）…… 2
○土地改良区の清算人の就任の届出・３件（村づくり計画課）…… 2
○県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課）…… 3
○基本測量の実施の通知（道路管理課）…… 3
○基本測量の実施の終了の通知・２件（道路管理課）…… 4
○公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…… 4
公　告
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（税務課）…… 5
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（税務課）…… 6
○大規模小売店舗の変更の届出（商工振興課）…… 7
○宅地建物取引業者の事務所所在地及び所在を確知することができない旨の公告（建築指導課）…… 8

規　　則

沖縄県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年４月24日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県規則第33号

沖縄県財務規則の一部を改正する規則

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第129条第１項中「100分の65から100分の85まで」を「100分の70から100分の90まで」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

沖縄県告示第273号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第２条第１号の規定により、かいを次のとおり指定した。

平成21年４月24日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　かいに指定した出先機関

⑴　沖縄県立西崎特別支援学校

⑵　沖縄県立宮古特別支援学校
⑶　沖縄県立八重山特別支援学校
⑷　沖縄県立沖縄高等特別支援学校
２　指定年月日　平成21年４月１日

沖縄県告示第274号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第６条の３第２項の規定により、平成21年度地籍調査の事業計画を次のとおり定める。

平成21年４月24日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

１　調査を行う者の名称　沖縄県
２　調査地域　那覇市（首里赤田町及び首里崎山町の全域並びに首里金城町１丁目、首里金城町２丁目及び首里金城町３丁目）
３　調査期間　平成21年４月24日から平成22年３月31日まで

沖縄県告示第275号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第６条の４第１項の規定により、次のとおり地籍調査を実施する。

平成21年４月24日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

１　事業計画が告示された年月日　平成21年４月24日
２　調査を実施する者の名称　沖縄県
３　調査地域　那覇市（首里赤田町及び首里崎山町の全域並びに首里金城町１丁目、首里金城町２丁目及び首里金城町３丁目）
４　調査期間　平成21年４月24日から平成22年３月31日まで

沖縄県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第２項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり南風原町喜屋武土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成21年４月24日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

氏　　名	住　　所
中村祐永	南風原町字喜屋武163番地
野原広造	南風原町字喜屋武57番地
赤嶺信雄	南風原町字喜屋武261番地の１
赤嶺保善	南風原町字喜屋武116番地
大城喜信	南風原町字喜屋武66番地
銘苅春輝	南風原町字宮平1095番地の２
野原廣常	南風原町字喜屋武10番地
田本流基	南風原町字兼城263番地の６
赤嶺誠助	南風原町字喜屋武358番地

沖縄県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第２項において準用する同法第18条第16項の規定により、次

のとおり糸満市大里北土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成21年４月24日

沖縄県知事　仲井眞　弘多

氏　　名	住　　所
安里正弘	糸満市字大里289番地
島袋幸和	糸満市字大里136番地
山城清保	糸満市字大里87番地
玉城輝雄	糸満市字大里５番地
上原弘安	糸満市字大里208番地
新城安高	糸満市字与座412番地の72
大城裕	糸満市字照屋126番地

沖縄県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第２項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市小波蔵土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成21年４月24日

沖縄県知事　仲井眞　弘多

氏　　名	住　　所
伊敷達雄	糸満市字小波蔵75番地
玉城正光	糸満市字小波蔵37番地
伊敷増栄	糸満市字小波蔵85番地
伊敷三郎	糸満市字小波蔵158番地
奥間政雄	糸満市字小波蔵160番地

沖縄県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、宮城島東地区県営土地改良事業（農用地保全）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年４月24日

沖縄県知事　仲井眞　弘多

１　縦覧に供する書類　県営土地改良事業変更計画書の写し

２　縦覧に供する期間　平成21年４月27日から平成21年５月28日まで

３　縦覧に供する場所　うるま市役所

４　その他　この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第280号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基

本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年４月24日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

１　基本測量を実施する地域　東村
２　基本測量を実施する期間　平成21年５月11日から平成22年２月26日まで
３　作業種類　基本測量（一等磁気測量）

沖縄県告示第281号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第２項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成21年４月24日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

１　基本測量を実施した地域　石垣市
２　基本測量を実施した期間　平成20年６月19日から平成21年３月27日まで
３　作業種類　基本測量（超長基線測量）

沖縄県告示第282号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第２項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成21年４月24日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

１(1)　基本測量を実施した地域　宮古島市
　(2)　基本測量を実施した期間　平成20年５月１日から平成21年３月27日まで
　(3)　作業種類　基本測量（基準点改測作業）
２(1)　基本測量を実施した地域　宮古島市
　(2)　基本測量を実施した期間　平成20年５月１日から平成21年３月27日まで
　(3)　作業種類　基本測量（基準点測量作業）
３(1)　基本測量を実施した地域　石垣市、うるま市、名護市、恩納村、金武町、大宜味村及び東村
　(2)　基本測量を実施した期間　平成20年５月１日から平成21年３月27日まで
　(3)　作業種類　基本測量（復旧測量作業）
４(1)　基本測量を実施した地域　石垣市、うるま市、名護市、恩納村、金武町、大宜味村及び東村
　(2)　基本測量を実施した期間　平成20年５月１日から平成21年３月27日まで
　(3)　作業種類　基本測量（基準点現況調査作業）
５(1)　基本測量を実施した地域　那覇市、南城市、北谷町、南大東村及び北大東村
　(2)　基本測量を実施した期間　平成20年５月１日から平成21年３月27日まで
　(3)　作業種類　基本測量（電子基準点現地調査作業）

沖縄県告示第283号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成21年４月24日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

１　公共測量を実施した地域　浦添市字城間、城間四丁目、港川二丁目及び字港川並びに宜野湾市真志喜一丁目、真志喜二丁目、大山二丁目及び大山六丁目並びに沖縄市山里一丁目、山里二丁目、久保田一丁目、諸見里三丁目、園田三丁目、字高原、高原三丁目、大里一丁目及び大里二丁目並びに北中城村字瑞慶覧
２　公共測量を実施した期間　平成20年８月22日から平成21年３月25日まで
３　作業種類　公共測量（平成20年度南部国道管内交通対策設計業務）

公　　告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成21年４月24日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　調達する物品等の種類　新沖縄県税務事務トータルシステム用機器等の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）

２　一般競争入札に参加する者の資格　次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

⑴　営業年数が平成21年４月１日現在において３年以上であること。

⑵　法人にあっては、資本金が500万円以上であること。

⑶　従業員が５名以上であること。

⑷　電気通信機器類等（電気通信機器類、コンピュータシステム用機器類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関して直近２事業年度以上の営業実績を有していること。

３　一般競争入札に参加することができない者　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者及び同条第２項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後２年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

４　申請の方法等

⑴　申請の方法　当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は書留郵便により⑵に掲げる提出場所に提出するものとする。

ア　一般競争入札参加資格登録申請書

イ　法人にあっては、登記事項証明書

ウ　個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ　財務諸表（直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算表及び利益処分計算書を含むこと。））

オ　申請する日前の直近３年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証する書類

カ　電気通信機器類等の賃借及び販売に関して、直近２事業年度以上の営業実績を証する書類

⑵　申請書の入手場所及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先　沖縄県総務部税務課管理電算班　〒900-8570　那覇市泉崎１丁目２番２号　電話番号098-866-2096

⑶　申請書の受付期間　平成21年５月18日（月曜日）から同月25日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前９時から午後５時までとする。

⑷　申請書等に使用する言語等　申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

５　資格審査結果の通知　資格審査結果は、郵便により通知する。

６　資格の有効期間　入札参加資格を付与された日から平成22年３月31日までとする。

７　資格審査申請事項の変更　入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

⑴　商号又は名称

⑵　住所又は所在地

⑶　氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

⑷　使用印鑑

⑸　法人にあっては、資本金の額

⑹　電話番号

８　資格の取消し等

⑴　参加の資格を有する者が３に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

⑵　入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

９　資格の適用範囲　この公告で定める入札に参加できる者の資格は、沖縄県が実施する新沖縄県税務事務トータルシステム用機器等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成21年４月24日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　入札に付する事項

⑴　件名　新沖縄県税務事務トータルシステム用機器等（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）

⑵　借り入れる機器等の名称及び数量　入札説明書による。

⑶　賃貸借期間　平成22年３月１日から平成27年３月31日まで。

⑷　納入期限及び納入場所　入札説明書による。

２　入札参加資格　特定調達契約に係る一般競争入札参加資格及び申請方法等についての公告（平成21年４月24日付け沖縄県公報定期第3748号に登載）により入札参加資格を有すると認められた者

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先　沖縄県総務部税務課管理電算班　〒900-8570　那覇市泉崎１丁目２番２号　電話番号098-866-2096

⑵　入札説明書の交付期間　平成21年５月18日（月曜日）から同月25日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、交付時間はそれぞれの日の午前９時から午後５時までとする。

⑶　入札書の提出方法　入札書は、⑴の提出場所に持参し、又は郵送すること。郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。なお、電報及び電送による入札は認めない。

⑷　入札書の提出期限　平成21年６月５日（金曜日）午前11時（郵送の場合は、同期限までに必着のこと。）

⑸　開札の日時及び場所　平成21年６月５日（金曜日）午後２時　沖縄県庁５階第１会議室

４　入札保証金　入札金額の100分の５以上の金額を納付すること。ただし、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

⑴　保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

⑵　過去２年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行したことを証明する証明書を提出する場合

５　入札の無効　次の入札は、無効とする。

⑴　入札参加資格のない者のした入札

⑵　同一人が同一事項についてした２通以上の入札

⑶　２人以上の者から委任を受けた者が行った入札

⑷　委任状を持参しない代理人のした入札

⑸　入札書の表記金額を訂正した入札

⑹　入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

⑺　入札条件に違反した入札

⑻　連合その他不正の行為があった入札

⑼　入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

６　落札者の決定の方法

⑴　有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

⑵　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

７　最低制限価格　設定しない。

８　その他
⑴　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨とする。
⑵　その他詳細は、入札説明書による。
９　Summary
⑴　Bids to be tendered
Lease of computer equipment for the taxation business system at Okinawa Prefectural Government.
(this includes duties concerning installation and set-up.)
⑵　Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased computers, along with their hardware and software specifications etc.
⑶　Delivery period and place
Will be specified on our explanatory pamphlet.
⑷　Bid due date and time
June 5, 2009 (Friday) 11:00 a.m.
(Bids sent by mail must arrive by the day and time mentioned above.)
⑸　Bid opening
Date & Time : June 5, 2009 (Friday) 2:00 p.m.
Place : Okinawa Prefectural Government Building
5th floor, The first conference room
⑹　Division in charge
Taxation Division
General Affairs Department
Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan
Telephone 098-866-2096

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり変更の届出があった。
なお、関係書類は、平成21年４月24日から同年８月24日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。
平成21年４月24日
沖縄県知事　仲井眞　弘多
１　大規模小売店舗の名称及び所在地　サンフティーマ　宜野湾市普天間二丁目14番１号
２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名　株式会社ティ・エム・オ普天間　宜野湾市普天間二丁目14番１号　代表取締役　平良清治
３　届出年月日　平成21年３月30日
４　変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前　次の表のとおり
変更後　次の表のとおり
（「次の表」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。）
５　変更の年月日
次の表のとおり
（「次の表」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。）
６　意見書の提出方法及び提出期限
⑴　大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保

持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

⑵　意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第１項の規定により、次の宅地建物取引業者の事務所の所在地及び所在を確知できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成21年４月24日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１⑴　商号及び代表者氏名　モモホーム　上間皇治

⑵　免許年月日及び免許証番号　平成18年３月17日　沖縄県知事（１）第3704号

２⑴　商号及び代表者氏名　勝住宅　亀川敏勝

⑵　免許年月日及び免許証番号　平成18年７月９日　沖縄県知事（４）第2841号

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話　098-866-2074

印刷所　有限会社　金　城　印　刷
〒901-0305 糸満市西崎町五丁目９番16号
販売所　株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503
那覇市久茂地１丁目１番１号・デパートリウボウ内１Ｆ
購読料　１部１箇月1,800円